



最新の賃貸経営お役立ち情報

USAGI通信

マンション・アパート・テナント



No. 659

2014年6月20日

オーナー様各位

「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」へ

— 6月18日、「宅地建物取引業法の一部を改正する法律案」が成立しました —

宅地建物取引士への名称変更につきましては、宅地建物取引業の業務の適正な実施の確保を目的として、平成23年4月に全宅連、全政連へ弊社の加盟団体である京都宅建、京政連の連名で要望書を提出するなど、多方面にわたり要望活動を積極的に行ってまいりました。

この度、それらの要望活動が実り「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」への名称変更を盛り込んだ「宅地建物取引業法の一部を改正する法律案」が、6月3日に衆議院本会議において、6月18日に参議院本会議において、それぞれ可決され、6月18日に成立いたしました。

なお、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される見通しです。

株式会社学生ハウジング
担当：石本

【宅地建物取引業法の一部を改正する法律案要綱】

宅地建物取引士の定義

「宅地建物取引士」とは、宅地建物取引士証の交付を受けた者をいうこと。

宅地建物取引士の業務処理の原則

宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならないこと。

宅地建物取引士の信用失墜行為の禁止

宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないこと。

宅地建物取引士の知識及び能力の維持向上

宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならないこと。

宅地建物取引業者による従業員の教育

宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならないこと。

免許等に係る欠格事由の追加

- 一 宅地建物取引業の免許に係る欠格事由及び取消事由として、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることを追加すること。
- 二 宅地建物取引士の登録に係る欠格事由及び消除事由として、暴力団員等であることを追加すること。